

新型コロナウイルスの影響による  
JIS Z 2305 に基づく認証資格の有効期限延長の特別措置について

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、下記の再認証試験の辞退受付及び試験延期の措置を行って参りましたが、認証資格の有効期限の関係から、下記対象者について特別措置を実施致します。

なお、更新審査(資格認証から5年目)につきましては、書面審査であり通常どおりに実施しておりますことから、今回の特別措置の対象には含めておりません。

記

1. 再認証試験対象者への特別措置の内容

対象：下表の再認証試験対象者で2020年8~9月の再認証試験を受験の方

措置：下表の再認証試験対象者の認証資格の有効期限を延長

再認証試験年期	認証資格の有効期限	有効期限の延長
2019年秋期再認証試験	2020年3月31日	2020年9月30日
2020年春期再認証試験	2020年9月30日	2021年3月31日

2. 特別措置後に発行される認証資格

認証資格の延長期限内に再認証試験を受験し、合格のうえ審査適格となった方の認証資格は、特別措置前の有効期限の翌日から5年間の有効期間で資格証明書が発行されます。

3. 認証資格の有効期限延長の説明

延長認証資格の有効期限については当協会ホームページ<Other B>その他②内の「(OB1-3) 新型コロナウイルス(COVID-19)感染に伴う JIS Z 2305 認証資格有効期限変更一覧」<[http://www.jsndi.jp/qualification/pdf/OB1-3\\_jis\\_yuukou\\_enchou\\_20200825.pdf](http://www.jsndi.jp/qualification/pdf/OB1-3_jis_yuukou_enchou_20200825.pdf)>に掲載しております。認証資格の有効期限を延長したことは、この一覧表と現在保有している該当の資格証明書により証明するものとし、個別に延長した証明書の発行は行いません。

以上